

取調べの可視化 ニュース (通算第55号)

2023
第26号
2023.3.1

今号の特集

- ・「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の現況について
- ・全事件での「取調べ可視化」を求める市民集会 (in鹿児島) の開催報告
- ・取調べに対する苦情申入れ経験交流会 (4月13日) 開催及び事例の収集について

編集責任：取調べの可視化本部

「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の現況について

取調べの可視化本部副本部長 小坂井 久 (大阪弁護士会)

1 改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会(以下「協議会」という。)は、2016年改正刑訴法の「3年後見直し」のため設置され、刑訴法第301条の2(いわゆる可視化条項)の施行から3年を越えた、2022年7月28日に第1回会議が開催されました。以降、第2回(同年10月3日)、第3回(同年11月25日)、第4回(同年12月23日)と続いていて、本稿掲載

時には第5回・2023年2月21日が実施されていると思われ、協議会の推移・状況については、法務省ウェブサイトに掲載されています。各回の配布資料も、此処から確認できます。しかし、その議事録は2023年1月末現在にあっては、第2回分までしかアップされておらず、議論状況自体、リアルタイムでは、必ずしも「可視化」されているとはいえない

2 からも、そのことは窺われます。第2回の議事録を読めば、議論状況からも、上記のことが読み取れるでしょう。第2回議事録PDF版18頁(併せて22頁)を読んでみてください。河津博史構成員が自ら弁護している事案の依頼者に対する検察官の取調べ状況について、可視化記録媒体の反訳文に基づき話されているのですが、その部分の議事録記載は「要旨の

み記載」になっています。なぜ、そうなったのかは、この後に続く、進行役の参事官(ちなみに、進行役は構成員ではないという建付けで構成員名簿には名前がありません。)の発言やその他の構成員の発言内容を読めば推察できます。「本協議会は、個別事案におけるやりとりの評価……を議論する場ではない」として、上記河津発言は途中で遮断されたの

でした。かくて、これは個別事件の取調べの適否の評価問題などとし、協議会の目的には資さなといった議論が展開されたのです。協議会で可視化記録媒体を再生して「検証」する場を設けることに対し、法務省は露骨に消極的な姿勢を示しています。しかし、可視化記録媒体は、取調べの運用状況、その実態を示す1級資料です。それを「検証」せずして、協議会の目的は達成できません。そこが協議会の目的に資するといふべきです。全件可視化に向けて、開かれた議論の場を求め続けなければなりません。

全事件での「取調べ可視化」を求める市民集会(in鹿児島)の開催報告

取調べの可視化本部委員 保澤 享平 (鹿児島県弁護士会)

本年1月21日に、鹿児島県弁護士会主催、日本弁護士連合会・九州弁護士会連合会共催「全事件での『取調べ可視化』を求める市民集会」が、かごしま県民交流センターにて開催されました。

第1部 事例報告

まず、端将一郎(福井弁護士会)の「可視化の必要性を痛感した最近の事例報告」がされました。可視化により取調べの言動が明らかにされた事例等の報告がされた一方、可視化されていないケースでは、取調べで違法・不当な言動が見られる場合も、警察は「監督対象行為に該当しない」という判断をしているケースがほとんどであることが報告されました。

次に、秋田真志(大阪弁護士会)からプレサンス事件特別報告がされました。この事件は可視化されていましたが、検察官が、関係者(被疑者)に対して脅迫的な取調べや誘導的な取調べをして虚偽供述を内容とする供述調書を作成したものです。可視化されて

いたにもかかわらず違法な取調べがされた原因として、可視化に対する検察官の慣れから、検察官がカメラの存在を忘れてしまっていたのではないかとこのことや膨大な取調べの時間、密室に被疑者のみを閉じ込めておけば、その供述を検察官の意のままに変容させることは難しいことではないことなどが示されました。

最後に、出口聡一郎(佐賀県弁護士会)から佐賀国倍事件特別報告がされました。本件では、被疑者は黙秘していましたが、供述していない内容の供述調書を警察官が勝手に作成したり、警察官が被疑者に再逮捕はないと言っていたりしましたが、処分保留で釈放後、再逮捕された事例です。本件では、検察官の取調べの録音・録画媒体が国賠訴訟において開示され、警察官の取調べの違法性を推認する証拠になっており、警察官の取調べの録音・録画がなされていれば、警察官も違法な取調べをすることはなかったのではないかとのことでした。

第2部 体験談報告

布川事件の桜井昌司さん、志布志「踏み字」事件の川畑幸夫さん、志布志「買収会合」事件の藤山忠さんの3名のえん罪被害者と志布志事件弁護士の野平康博(鹿児島県弁護士会)に体験を踏まえて語ってもらいました。

第1部の事例報告を聞いた感想として、桜井さん、川畑さん、藤山さんいづれも、今も昔も取調べは全然変わっていないという感想を述べました。そして、被疑者がなぜ虚偽供述をするかにつき、警察や検察の犯人であるとの決めつけや、話を聞かない、怒鳴りつけ、心が折れる取調べという体験を語ってくれました。野平会員も弁護人としての経験から、警察の自白偏重主義、長期間・長時間の取調べ、警察は一度突っ走ったら止められず、検察もそれを止められなかったことを語りました。

第3部 パネルディスカッション

コーディネーターを前田裕司(宮崎県弁護士会)、パネリストとして、第1部の事例報告者(小坂井久(大阪弁護士会)、野平康博(鹿児島県弁護士会)、カッシーン)が行われました。

まず、小坂井会員から、検察がほとんどの事件の取調べの可視化をしている一方、警察が制度対象事件外の可視化は精神に障害を有する被疑者を除き、かたくなに実施しない現状の報告があり、続いて、改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会における法務省の消極的な態度が報告されました。このような状況の下、可視化対象事案外事件の問題事例をマスコミ・市民に訴え、国に対して知らせる方法として、国賠訴訟を起こし、報道してもらうことの大切さについてが各パネリストから述べられました。次に、警察において可視化をしない要因として、自白偏重主義のもと取調べのしやすさが原因となっているとの話が出ました。最後に、現在では、取調べの可視化は世界の潮流であり、日本は遅れているという意識を持つべきであること、そして、この市民集会のまとめとして、全事件の取調べの可視化を実現する必要性、さらには取調べでの弁護士の立会の必要性が確認され終了となりました。

昨年、改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会が発足しました。ここで取調べにおける問題事例を踏まえて議論していくことが、今後の刑事手続の在り方に大きく影響します。そこで、本年4月14日午後3時から、第3回被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会を実施します。苦情申入れの活用事例を紹介するとともに、弁護士活動にどのように活かしているかを考える機会としたいと考えておりますので、ぜひご参加ください。

また、取調べ問題事例・苦情申出事例の収集も引き続き続けております。情報提供票、メール、WEBフォーム(クッカー)のいずれからでも結構ですので、問題事例(特に過去3年以内に苦情申出を行った事例)について情報提供いただけますよう、改めてご協力をお願いいたします。

●送信先メールアドレス：
house2@nichibenren.or.jp
FAXの場合
会員専用サイトにアクセスし、情報提供票をご利用ください。
FAX番号
03-3580-9920
(日弁連法制第二課)

取調べに対する苦情申入れ経験交流会(4月13日)開催及び事例の収集について

取調べの可視化本部事務局次長 端 将一郎 (福井弁護士会)

WEBフォーム(クッカー)の場合
左記のWEBフォームをご利用ください。
https://form.gooker.jp/q/ auto/ja/forishirabe/mondai/
メールの場合
メール本文に①お名前、②登録番号、③所属弁護士会、④連絡先を記載の上、⑤問題事例の概要(事件の罪名や問題の生じた年月日も可能な範囲で記入ください)、⑥苦情申出の有無を左記のメールアドレス宛てにお送りください。